

令和6年度綾部市青少年地域活動支援事業補助金に対する補助対象・対象外まとめ

この補助金の趣旨は、異世代間交流や生活体験活動、社会奉仕体験活動などを通して、青少年の自主性・協調性・主体性をはぐくみ、地域の青少年の健全な育成活動を促進するため、地域の青少年育成団体を支援するものであり、趣旨に沿った活動をしていただきたいと思います。

以下の対象・対象外のまとめを参考にして補助金申請していただきますようお願いいたします。

なお、これらは独立行政法人国立青少年教育振興機構が行っている「子どもゆめ基金」の基準を参考に作成したものです。

補助対象となる活動内容

活動区分	趣旨	補助対象
自然体験活動	子どもたちが自然に触れ親しむ活動を通じて、自然への理解や興味関心を深めること	<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然や農産漁村での自然とのふれあい、登山、ハイキング、キャンプ、野外炊事、郷土食作り ・森林等での野鳥の保護活動、環境教育活動 ・身近な公園や川などの自然を活かした探究活動、フィールドワーク、工作活動 ・地域の特色を生かした生態観察、放流 など
科学体験活動	子どもたちが理科や科学に触れ親しむ活動を通じて、科学などへの理解や興味関心を深めること	<ul style="list-style-type: none"> ・科学実験・観察実習教室 ・モノ作り体験やプログラミングなどを活用した自然科学のワークショップ ・天文や化石の観察などを通じた自然科学のワークショップ など
交流を目的とする活動	子どもたちが異年齢や異年代の交流、地域間の意図的・計画的な交流などを通じて、互いの理解を深めること	<ul style="list-style-type: none"> ・老人会や一人暮らしのお年寄りを招いてのレクリエーションなどの交流体験会 ・幼稚園・保育所を尋ねたり幼児を招いたりしての幼児との遊び、ふれあい ・大人たちとの学び合いの交流 (例：和紙作り、染物、竹細工、焼き物、踊り、太鼓、子守唄、わらじ作り、郷土料理、絵画、手芸、演劇、朗読劇、演奏、合唱、野菜栽培など) ・地域に在住する外国の人々を招いて生活や文化を紹介し合うなどの交流 ・農山漁村部と都市部など特色が異なる地域との交流 ・通学合宿やスポーツ、プレーパークなど集団活動を通じた意図的な子ども同士の交流 など

社会奉仕体験活動	子どもたちが社会に積極的にかわる活動を通じて、思いやりの心や豊かな人間性・社会性を育むこと	<ul style="list-style-type: none"> 子どもたちの興味や学習成果、得意な技術を活用した奉仕活動 老人ホームなどの福祉施設を訪問し、話し相手や手伝い、清掃を行う活動 地域の魅力を活かした地域活性化や地域おこし、安心安全な地域づくりにつながる活動 地域や駅前、公園、河川や海岸などの清掃、空き缶回収 地域での花作りや環境美化 など
職場体験活動	子どもたちが職業を体験することを通じて、働く意義や目的を探究すること、望ましい勤労観・職業観を育むこと	<ul style="list-style-type: none"> 地域の事業所や商店などでの職業体験 将来の進路について考えるインターンシップ 地域の農家の指導を得ながら米作りや野菜作り、並びに鶏、羊、豚などの家畜や魚の飼育 地域産業を生かした漁労や加工品製造の体験 森林での植林、下草刈り、枝打ち、伐採、椎茸栽培、炭焼きなど
総合・その他の体験活動	意図的・計画的に組み合わせた総合的な体験活動を通じて、子どもたちの総合的な力を育むこと	上記の複数の分野を意図的・計画的に組み合わせた総合的な体験活動及びその他の体験活動
読書活動	子どもたちが本に親しむ活動を通じて、自主的に読書活動に取り組む意欲を育むこと	<ul style="list-style-type: none"> 発達段階に合わせた読み聞かせ会、読書会、おはなし会、ブックトーク、ストーリーテリング ワークショップなど多様な工夫を通じて本に親しみ楽しむ活動 家庭読書の普及・啓発活動 など

補助対象外となる活動内容

活動内容	補助対象外となる理由
ボウリング	かかる費用が入場料や食品、景品だと考えるため。
遊園地	かかる費用が入場料や食品、景品だと考えるため。
動物園・水族館	かかる費用が入場料や食品、景品だと考えるため。
映画鑑賞	映像を視聴する疑似体験のみの活動は異世代間交流や生活体験活動、社会奉仕体験活動ではないと考えるため。

※上記のような活動内容が補助対象外となるものは**活動時間にも含めない**ようにしてください。

※活動時間に含まないものはチラシの紙代・印刷代などについても補助対象外です。

各活動における補助対象及び補助対象外経費について

活動内容（例）	補助対象	補助対象外
BBQ	<ul style="list-style-type: none"> ・会場までの交通費（バスレンタル代含む） ・火起こしにかかわる諸経費（綿、火起こし器に使用した木材など） ・調理にかかわる消耗品費（洗剤など） 	<ul style="list-style-type: none"> ・食材、調味料 ・お菓子、ジュース ・調理にかかわる備品（包丁など）
魚釣り・魚焼き	<ul style="list-style-type: none"> ・魚のえさ ・火起こしにかかわる諸経費 ・調理にかかわる消耗品費 	<ul style="list-style-type: none"> ・購入した魚を捕獲・釣る体験における魚の購入代 ・釣り竿の購入代
農業体験 （稲刈り、芋ほり、果物狩りなど）	<ul style="list-style-type: none"> ・指導者、協力者に対する謝礼 ・野菜の収穫にかかわる諸経費（土、肥料など） ・火起こしにかかわる諸経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・購入した芋をたき火で焼く体験における芋の購入代
加工体験 （餅つき、ピザ作り、かまぼこ作りなど）	<ul style="list-style-type: none"> ・指導者、協力者に対する謝礼 ・会場借用代（専用施設でない公会堂などの会場） ・備品レンタル代 ・火起こしにかかわる諸経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・食材、調味料 ・専用施設で行う場合の入場料、体験料、レンタル料
お楽しみ会 （レクレーションや天神講、新入生歓迎会、6年生を送る会など）	<ul style="list-style-type: none"> ・会場借用代（公会堂など） ・会場までの交通費（バスレンタル代含む） ・活動にかかわる消耗品費（子どもたちが体験の一環として行うこと） 	<ul style="list-style-type: none"> ・食材、調味料 ・お菓子、ジュース ・景品など個人に還元される物品
祭り （地蔵盆、納涼祭を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・指導者、協力者に対する謝礼 ・会場借用代（公会堂など） ・法被などのクリーニング代 ・活動に係る消耗品費 	<ul style="list-style-type: none"> ・食材、調味料 ・お菓子、ジュース ・景品など個人に還元される物品
施設見学会 （防災センターなど）	<ul style="list-style-type: none"> ・会場までの交通費（バスレンタル代含む） 	<ul style="list-style-type: none"> ・入場料
資源回収	<ul style="list-style-type: none"> ・トラックレンタル代 ・燃料代 ・ゴミ袋、軍手などの消耗品費 	

ラジオ体操	<ul style="list-style-type: none"> ・インク、用紙、シール、電池などの消耗品費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ラジカセなどの備品 ・お菓子、ジュース、景品など
体験活動 (陶芸教室、木工、 星空観察など)	<ul style="list-style-type: none"> ・指導者、協力者に対する謝礼 ・会場借用代 (公会堂など) ・体験にかかわる材料費、消耗品費 	<ul style="list-style-type: none"> ・専用施設で行う場合の入場料、体験料、レンタル料
運動会	<ul style="list-style-type: none"> ・事務用品など 	<ul style="list-style-type: none"> ・お菓子、ジュース
練習 (歌唱、太鼓など)	<ul style="list-style-type: none"> ・指導者、協力者に対する謝礼 ・会場借用代 (公会堂など) ・事務用品費 ・遠征のための交通費 (バスレンタル代含む) ・演奏会などパンフレットの作成代 	<ul style="list-style-type: none"> ・楽譜購入代 ・衣装代 ・CD、DVD購入代、編集代

※指導者に対する謝礼、保険料、会場借用代 (公会堂など)、交通費 (バスレンタル代含む)、チラシの紙代・印刷代、新型コロナウイルス感染症にかかわる衛生管理費 (マスク、消毒液など) はすべての活動において補助対象になります。

※食材や景品など個人に還元されるものはすべて補助対象外となります。ただし、調理にかかわる消耗品費や火起こし材料費は補助対象になります。

※一人分の料金が確定されているもの (入館料、チケット代など) は補助対象外です。

すべての補助対象経費 (謝礼やコピー代などを含む) の領収書やレシートは大切に保管してください。実績報告時に写しを提出していただきます。